

名家連ニュース

平成 22 年 5 月 9 日 (日)
発行：名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL (052) 411-2890 FAX (052) 411-7283
No. 79 号

医療と福祉の充実を求めて 署名活動(集約15日理事会)の 積極的な声掛けを!

病気や障害があっても地域で人として当たり前
に暮らせるように…私たちの共通した願いです。
「制度大改革」という絶好の機会を逃すこと
なく、署名活動に取り

組んでいきましょう。署名はどれだけの数を集めるのかが大切であり、残された期間、家族会役員で手分けして全家族会員に声掛けをしましょう。

○ 初めから「家族だけでも…」という消極的な呼びかけは止めましょう。

○ 「家族はもちろん、知人友人など一人でも多くの署名をお願いします」「力を貸して下さい」と積極的に頼みましょう。

障がい者制度改革推進会議第1回総合福祉部会

意見書提出委員：川崎 洋子

障がい者総合福祉法(仮称)制定までの間において当面必要な対策について

1. 精神保健福祉法の改正・・・とりあえず医療と福祉を分離する。

精神医療法は医療法に統合、精神障害者福祉法は障害者福祉法に統合

① 医療の分野で

- ・ 保護者制度を撤廃する。
- ・ 危機介入システムの創設強化。
- ・ 精神科特例を廃止する。

② 福祉の分野で

- ・ 手帳の共通化。



2. 障害者自立支援法の改善

- ・ 通院医療費について極力軽減し、受診しやすく、継続しやすくする。上限1割負担。
- ・ 入院医療費について、全国で助成が受けられるようにする。(自立支援法ですとすれば、入院費も応能負担、上限1割負担とする)
- ・ グループホームなど居住施設を充実する。
- ・ 所得保障を現実化する。当会としては、年金ではなく税からの福祉的保障であることを望む。年金財源からとすると、無年金者の解消が急務である。
- ・ 精神障害者に対する在宅介護を拡充する。ヘルパーの精神障がいについての講習は必要。(家族同居であっても、ヘルパーの派遣をすることが重要)
- ・ 相談支援事業の拡大。特に障がい者家族の相談にのれる体制を作る。365日、24時間体制。

3. 社会的入院者の地期移行を進める。住居、所得、ケアの充実が必要。

4. ピアサポートの制度化

- (ア) 当事者のピアサポートの実施、制度化。
- (イ) 家族同士のピアサポートの制度化(相談員制度)。
- (ウ) 家族会活動への支援。事務所の提供、事務局機能の支援など。

皆さんの切実な声(討議資料「家族の願い・家族の訴え」)が部会に反映されています